

年 金 定 期 預 金

令和 7 年 4 月 1 日現在

1. 商 品 名 (愛 称)	年金受給者向け優遇金利定期預金 (愛称) 年金定期預金
2. 販 売 対 象	・ 現在、当金庫の口座で公的年金をお受取りの個人のお客様
3. 期 間	・ 定型方式 1 年 ・ 自動継続 (元金継続) の取扱いとなります
4. 預 入 (受 入) (1) 預入 (受入) 方法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・ 一括預入 ・ 1 口座につき 100 円以上 300 万円以内で一人様合計 300 万円以内 ・ 1 円単位
5. 払戻 (支払) 方法	・ 満期日以後に一括して支払います
6. 利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	・ 固定金利 (預入時のスーパー定期 1 年ものの店頭表示利率に 0.10% を上乗せした利率を満期日まで適用します) ・ 満期日以後に一括して支払います ・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
7. 税 金	・ 利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります
8. 手 数 料	—
9. 付加できる特約事項	・ マル優の取扱いができます
10. 中途解約の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、別表 1 の預入期間に応じた中途解約利率とともに支払います
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付け金利表示ボードをご覧ください、または窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫の平日営業日に、営業店または「お客様サポート室」(9 時～17 時、電話：0800-800-3345) にお申し出ください ・ 紛争解決措置 札幌弁護士会 (電話：011-251-7730)、東京弁護士会 (電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話：03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫の平日営業日に、上記「お客様サポート室」または北海道地区しんきん相談所 (9 時～17 時、電話：011-221-3273)、全国しんきん相談所 (9 時～17 時、電話：03-3517-5825) にお申し出ください なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です また、上記東京の弁護士会 (東京三弁護士会) をご利用の際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停) もあります 詳しくは、東京三弁護士会、「お客様サポート室」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください

帯 広 信 用 金 庫

年 金 定 期 預 金

13. その他参考となるべき事項	・「総合口座」の取扱いはありません ・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します ・金利情勢の変化等により上乗せ適用利率・商品内容を変更または取り扱いを中止する場合があります ・販売対象の条件に該当しなくなった場合は、次回の満期（継続預入）日をもって上乗せ金利の適用を終了します ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息等が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預積金元本を合計して 1,000 万円までとその利息等が保護されます）
------------------	--

◎ くわしくは窓口にお問い合わせください。